

## 2023 年度 トランポリン登録手続きの概要 「選手」・「指導者」・「普及指導員資格」・「コーチ資格」・「審判員資格」

・日本体操協会の大会や事業等に参加する方は登録が必要です。

●2023 年度登録申請期間：2023 年 3 月 13 日(月) 11 時～当年 12 月予定（システム期間中は可）

※但し、保有資格で活動する場合や本会主催競技会等に参加する場合は、活動開始前までに登録を完了させておかないとなりません。登録漏れのないようご注意ください。

### ◆「トランポリン団体クラブの登録」と「選手／指導者の登録」

・日本体操協会主催のトランポリン大会や事業に参加する選手、指導者（普及指導員、トランポリン公認コーチ有資格者を含む）がいる所属団体クラブは、JGA-Web 会員登録管理システムにより、管轄の都道府県体操協会を通じて、「トランポリン団体登録」および「選手／指導者登録」を期限までに完了させてください。

なお、所属選手や指導者が「普及指導員資格」または「トランポリンコーチ資格」を保有している場合は、別途、登録担当者が、当該資格の登録申請をしないとなりません。（詳細は後述）

※【トランポリン】チーム新規登録ガイドをご参照

※「普及指導員資格」または「トランポリンコーチ資格」の WEB 登録手順ご参照

・前年度に JGA-Web システムで登録されたトランポリン団体クラブは、「継続申請」になります。

・団体クラブ登録担当者は、登録担当者トップページより団体 ID 等にて、団体・選手・指導者の登録手続きを行なってください。

・個人で所属クラブに「選手／指導者」登録する場合は、その団体クラブの登録担当者から「団体加入コード」を入手のうえ、個人マイページより手続きください。TRA 審判資格保有者の場合は、所属先が団体登録を完了して場合に限り、「選手／指導者登録」と「TRA 審判登録」の同時申請も可能です。

※所属団体・選手・指導者 年度更新後の登録ガイド（既に ID 取得の方）ご参照

※個人登録ガイド（新規 ID 未取得）ご参照

※年度更新後登録ガイド（JGA 役員・加盟団体役員・審判・一般体操指導員用）ご参照

### ◆「普及指導員資格」または「トランポリンコーチ資格」の登録

・本資格は毎年度の登録をもって有効となります。未登録でその活動をすることはできません。

・トランポリン団体クラブの「指導者」または「選手・指導者（兼）」登録が完了していることが前提です。「指導者登録」だけで済ませないよう、ご注意ください。

・本資格申請は、所属先のトランポリン団体クラブ登録担当者が、当該資格を保有する所属指導者を

まとめて一度に登録申請するようにしてください。個人ではシステム上、申請できませんので、登録担当者を通じて行なってください。

- ・コーチ有資格者は、普及指導員資格の登録は必要ありません。
- ・年度中に所属選手が当該資格を取得した場合は、「選手・指導者（兼）」に区分変更してください。
- ・日本スポーツ協会（JSPO）トランポリン公認コーチ3資格を保有している場合も、JGAのコーチ資格登録を行なってください。
- ・所属先が見つからない場合は、下記（※「無所属：」）文書を参照のうえ登録申請してください。  
※「普及指導員資格」または「トランポリンコーチ資格」のWEB登録手順ご参照  
※「無所属：トランポリン団体クラブへの所属について」
- ・登録完了の確認は、申請月の翌月中旬、トランポリンホームページに掲載する「普及指導員資格登録者一覧」または「コーチ資格登録者一覧」にて確認できます。  
※該当ページ <https://www.jpn-gym.or.jp/trampoline/registration-2/>

## ◆「トランポリン競技審判資格（ダブルミニトランポリン審判資格を含む）」 ・「シャトル審判資格」の登録

- ・審判資格の登録申請は、個人で手続きしてください。  
「トランポリン(TRA)競技審判資格(ダブルミニトランポリン(DMT)審判資格を含む)」・「シャトル競技審判資格」のどちらか一方をお持ちの方は、JGA-Webシステムの個人マイページより登録申請してください。  
「TRA競技審判資格(DMT審判資格を含む)」・「シャトル競技審判資格」の両方をお持ちの方は、次の2つのステップで手続きしてください。
  - ① 最初に、JGA-Webシステムにより「TRA競技審判資格」の登録申請
  - ② 上記の登録完了後（お支払まで）、Eメールにより「シャトル競技審判資格」の登録申請※「トランポリン審判員・シャトル審判員の登録申請について」ご参照

## ◆「タンブリング(TUM)審判資格」の登録

- ・JGA-Webシステムでは登録申請ができませんので、下記要領で登録申請をしてください。  
「TRA競技審判資格」もお持ちの方
  - ① 最初に、JGA-Webシステムにより「TRA競技審判資格」の登録申請
  - ② 上記の登録料お支払後、Eメールにより、「TUM審判資格」の登録申請「TRA競技審判資格」をお持ちでない方
  - ・Eメールにより「TUM審判員資格」の登録申請※「タンブリング審判員の有資格者の登録申請について」ご参照

<選手、指導者、資格登録料一覧>

所蔵区分・年齢区分		料金 (円)	普及指導員登録料	コーチ登録料
選手	小学生	1,000	登録無効	登録無効
	中学生	1,000		
	高校生	1,200		
	大学生	1,500		
	社会人	1,500		
指導者		2,500	+1,000	+1,000
選手・指導者(兼)		2,500	+1,000	+1,000

※年度中に「選手登録」から「選手・指導者」に変更した場合、指導者登録料との差額が発生し、その支払が必要で  
 ます。年度中に「指導者登録」から「選手・指導者」に変更した場合、追加料金はかかりません。

年度中に「指導者登録」から「選手」に変更しても、差額登録料の払い戻しはできません。

なお、役員登録の方は、既に支払済みの登録料が選手等の登録料を上回っている場合、追加料金は  
 かかりません。

※上記登録料のほか、各都道府県体操協会が設定する登録料、振込手数料等がかかります。

※日本体操協会では団体登録料はかかりませんが、都道府県体操協会によっては団体登録料が発生する  
 ところもあります。詳しくは管轄の都道府県体操協会にお問合せください。

※既にお支払済みの登録料はいかなる理由であっても払い戻しはできません。

#### <トランポリン競技審判・シヤトル競技審判申請料>

種類	料金 (円)		備考
トランポリン競技審判 新規登録申請料	1種	5,000	3種新規取得者は審判員手帳代を含む
	2種	2,000	
	3種	2,000	
トランポリン競技審判 継続登録申請料	1種	2,000	トランポリン・タンブリングの各審判資格を取得 し、これを継続する場合、主たる種別以外の申請 料は無料。
	2種	2,000	
	3種	2,000	
シヤトル審判申請料		1,000	

<登録規程> [https://www.jpn-gym.or.jp/wp-content/uploads/2022/05/jgareg05\\_2019.pdf](https://www.jpn-gym.or.jp/wp-content/uploads/2022/05/jgareg05_2019.pdf)

<トランポリン登録情報> <https://www.jpn-gym.or.jp/trampoline/registration/>

2023.3.10 現在

<トランポリン登録に関するお問い合わせ>

(公財) 日本体操協会 事務局 大原

ohara◆jpn-gym.or.jp

(◆を@に変えて送信ください)